

## 弥富市緑の街並み推進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、あいち森と緑づくり税を活用し、市民、事業者等が行う優良な緑化事業に対し、予算の範囲内において交付する弥富市緑の街並み推進事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、弥富市補助金等交付規則（平成5年規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 敷地等：市内の敷地又は建物をいう。ただし、国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体が管理するものを除く。
- (2) 緑化施設：植栽その他の緑化のための施設及び敷地内の保全された樹木等（樹木、芝、地被類、つる性植物等で多年生のものをいう。）並びにこれらに付随して設けられる園路、土留その他の施設をいう。
- (3) 緑化対象面積：敷地内の緑化施設の面積で、都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第1号）第9条1号並びに第2号イ、ロ、ホの緑化施設の面積の算出方法により算出した面積をいう。
- (4) 緑化事業：緑化施設の設置を行うことをいう
- (5) 屋上緑化：建築物の屋上又は屋根において、地盤面を設け、そこに植物を植えて緑化すること。
- (6) 壁面緑化：構造物の壁面及び建築物に近接する位置において、植栽基盤を設け、そこに植物を植え、又は、地盤面から植物を登はんさせるなどして、緑化すること。
- (7) 空地緑化：敷地内において建築物又は駐車場に占有されていない箇所において、植栽などにより緑化すること。
- (8) 駐車場緑化：駐車場内の車路又は駐車区画内において、保護資材と地被植物等を併設することにより、緑化すること。
- (9) 生垣設置：樹高のほぼ均一な樹木を列植した垣根及び、ブロック塀やフェンス等の独立する工作物に対する緑化をいう。

- (10) 市街化調整区域内の既存集落：半径300メートルの円内に100戸以上の建物がある箇所、又は50戸以上の建築物が連たんしている箇所をいう。なお、「建築物が連たん」は建築面積が30平方メートル以上の建築物が、その敷地間の距離が55メートル以内にある状態を指す。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は敷地等の緑化を進める事業で、次の要件を満たすものとする。

ア 市内の市街化区域又は市街化調整区域内の既存集落

イ 緑化対象面積が50平方メートル以上であること。又は、生垣設置の延長が15メートル以上であること。

ウ 別表第1に定める基準を満たすものであること。

エ 緑化工法又は緑化資材の営業を目的としたものでないこと。

オ 設置される緑化施設の管理予定者（以下「管理予定者」という。）と補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が同一であること。ただし、管理予定者と申請者との間で、管理予定者が緑化施設の管理義務を負うことの取決めがなされている場合は、この限りではない。

カ 申請者が緑化する敷地等の所有者と異なる場合は、当該所有者の承諾を得ていること。

キ 既にこの要綱に基づく補助金の交付を受けたことがある敷地等における緑化事業でないこと。

ク 本市の他の補助又は本市以外の団体等から補助金等の交付を受けている緑化事業でないこと。

ケ 補助金の交付の決定の日以前に着手した緑化事業でないこと。

コ 市税を滞納している者が行う緑化事業でないこと。

サ 弥富市暴力団排除条例（平成23年弥富市条例第18号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が行う緑化事業でないこと。

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費及び補助金の額は、別表第2、別表第3及び同条2項に定めるとおりとする。

2 補助対象経費には消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まないものとする。ただし、以下に掲げる申請者にあつては、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定することができる。

- (1) 個人事業者ではない個人
  - (2) 消費税法における納税義務者とならない事業者
  - (3) 免税事業者
  - (4) 簡易課税事業者
  - (5) 国もしくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表3に掲げる法人
  - (6) 国又は地方公共団体の一般会計である事業者
  - (7) 課税事業者のうち、課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する事業者
- （交付の申請）

第5条 申請者は、事業に着手する前に、弥富市緑の街並み推進事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に3部提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 事業場所の位置図
- (3) 事業に係る図面（計画平面図、構造図）
- (4) 収支予算書（第3号様式）
- (5) 事業に要する経費の見積書（見積書、事業費内訳書等）
- (6) 現況写真（補助事業の未着手がわかる写真）
- (7) 維持管理に関する誓約書（第4号様式）
- (8) 敷地の所有者の承諾書（申請者と事業を実施する敷地の所有者が違う場合）
- (9) 市税の完納を証明する書類（納税証明書等）
- (10) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定及び通知）

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査した上で弥富市緑の街並み推進事業補助金交付決定通知書（第12号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 交付決定通知を受けた補助事業者には、補助事業を行う義務が発生するものとする。

(計画変更等)

第7条 補助事業者は、前条の規定により交付の決定を受けた補助事業の内容を変更する場合は、弥富市緑の街並み推進事業変更承認申請書(第5号様式)に、事業の変更内容がわかる書類を添えて、市長に3部提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更承認申請を受理した場合、その内容を審査した上で弥富市緑の街並み推進事業変更承認通知書(第13号様式)により、補助事業者に通知するものとする。ただし、変更後の補助金の交付額は、前条の規定により通知した交付決定額を上限とする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに、弥富市緑の街並み推進事業実績報告書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に3部提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(第7号様式)
- (2) 事業に係る図面(完了後の平面図、構造図)
- (3) 写真(着手前・施工状況・完了後)
- (4) 事業費用の請求書及び領収書の写し
- (5) 収支決算書(第8号様式)
- (6) その他市長が認める書類

(補助金の請求及び交付)

第9条 市長は、前条の実績報告書を受理した場合、その内容を審査(現地確認を行う)した上で、交付すべき補助金の額を確定し、弥富市緑の街並み推進事業補助金確定通知書(第14号様式)により補助事業者に通知するものとする。

2 補助事業者は、前項の通知書を受理した日から起算して14日以内に弥富市緑の街並み推進事業補助金請求書(第9号様式。以下「請求書」という。)を提出するものとする。

3 市長は、前項の規定による請求に基づき、補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

(表示板の設置)

第10条 補助金事業者は、「あいち森と緑づくり税」を活用した交付事業により緑化事業を実施した旨の表示板（第10号様式）を事業実施箇所に設置しなければならない。

（樹木等の管理）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了した後においても、責任をもって補助金を受けて設置した緑化施設を適正に維持管理しなければならない。

（状況報告）

第12条 市長は、必要があると認める場合は補助事業者に対し、弥富市緑の街並み推進事業補助対象緑化施設状況報告書（第11号様式）に次に掲げる書類を添えて、補助事業の現状報告を報告させることができる。

- (1) 事業場所の位置図
- (2) 事業に係る図面（平面図、構造図）
- (3) 状況写真

（交付の決定の取消・補助金の返還等）

第13条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、交付した金額の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の条件に反する行為があったとき。
- (3) 補助事業により設置された緑化施設を破壊し、若しくは除去し、又は緑化施設以外の用途に転用したとき。
- (4) 弥富市暴力団排除条例（平成23年弥富市条例第18号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明したとき。

（財産の処分の制限）

第14条 補助事業者は、補助事業により取得した財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供するときは、市長の承認を受けなければならない。ただし、別表第4に定める制限期間を経過した場合は、この限りではない。

2 補助事業者が前項の規定による承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、市長は、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額納付させることができる。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が決定する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

緑化事業	基準	要件
屋上緑化 壁面緑化 空地緑化 駐車場緑化	右記の要件のうち、いずれかの要件を満たすこと。	(1) 道路から眺望できること。 (2) 不特定の人が立ち入って見ることができること。 (3) 管理者等の了承のもと、必要に応じて見ることができること。
生垣設置	右記の要件のすべてを満たすこと。	(1) 生垣の延長のうち、公道及びこれに準じる道路に対する接道延長が20%以上であること。 (2) 延長1m当たり2本以上植栽すること。 (3) 樹木の高さが1.0m以上であること。 (4) ブロック塀等の緑化を行う場合、緑化される部分の高さが1.0m以上であること。

※工場立地法（昭和34年法律第24号）等において緑化率の規制がある場合は、定められた緑化率を2%以上上回ること。

別表第2（第4条関係）

補助対象経費

費用名称	内容
植栽費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植栽材料費 生育期間が3年以上見込める植栽であること。 樹高4.0m以上の樹木単価は15万円/本、樹高4.0m未満の樹木単価は6万円/本以下の金額であること。 芝生は7分張り以上であること。 地被植物は16株/m<sup>2</sup>以上の密度であること。（セダム、タマリユウ、ジャノヒゲは36株/m<sup>2</sup>以上）</li> <li>・植栽作業費（移植手間を含む）</li> </ul>
植栽基盤費	客土（客土搬入に伴う残土処理費を含む）、人工土壌、土壌改良、土留め（植栽土壌を留めるものに限る、高さは20cm以下であること。）、屋上緑化資材、壁面緑化資材、駐車場緑化資材
灌水施設費	散水栓、給水管、排水管
園路整備費	<p>緑化対象区域内における園路舗装（路盤・表層）、境界ブロック（舗装を留めるものに限る）</p> <p>※植栽費・植栽基盤費・灌水施設費の合計金額の1/4以内であること。</p>
表示板設置費	表示板
<p>&lt;補助対象外費用&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・撤去・処分費用（準備工に伴うものは計上可）</li> <li>・設計費</li> <li>・ライトアップ器具費用</li> <li>・移動式プランターなどの土地に固定していない植栽</li> <li>・人工芝</li> </ul>	

別表第3（第4条関係）

補助金の額

緑化事業	補助金の額	限度額	
屋上緑化	補助対象経費の 1 / 2 ※1 ※2	緑化対象面積×3万円/m <sup>2</sup>	合計 500万円
壁面緑化		緑化対象面積×3万円/m <sup>2</sup>	
駐車場緑化		緑化対象面積×2万円/m <sup>2</sup>	
空地緑化		緑化対象面積×1.5万円/m <sup>2</sup>	
生垣設置		生垣設置延長×0.5万円/m	

※1 1千円未満の端数は切り捨てるものとする。

※2 補助金の額が10万円未満の場合は交付しない。

別表第4（第14条関係）

処分対象毎の制限期間

処分対象物	制限期間
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 樹木</li> <li>・ 植栽（1～2年草を除く）</li> </ul>	7年（標準的な寿命がこれに満たないものは寿命の限り）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化等における緑化補助資材</li> </ul>	15年
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 園路</li> </ul>	15年（コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷、石敷） 10年（アスファルト敷、木れんが敷）